

令和５年度観光プロダクト開発促進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 「観光客に対して価値があり、熱狂でき、また来たいと思ってもらえる、広島ならではの新しい魅力ある観光プロダクト」の開発にチャレンジし、資金が早期に必要と認められる事業者に対して、一般社団法人広島県観光連盟（以下、「HIT」という。）が予算の範囲内において補助金を交付するものとする。なお、観光客志向の観点で、質の高い観光プロダクトが開発され、各事業者の強みを生かした異業種連携を促進するため、事業者間のネットワークを強化する場であるプラットフォーム（以下、「HYPP」という。）への参加を補助金交付の要件とする。その交付に関しては、一般社団法人広島県観光連盟補助金等交付規程（以下、「規程」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）観光プロダクト

新しい生活様式に対応した、観光客に対して価値があり、熱狂でき、また来たいと思ってもらえる、広島ならではの新しい魅力ある観光商品をいう。

（２）観光プロダクト開発

前号に規定する観光プロダクトを国内・海外の観光客向けに、一定のテーマに基づき開発し、販売することをいう。

（３）異業種連携

「観光」と「地場産業」と「流通業」、「観光」と「農業」、「モノづくり」と「IoT」、「モノづくり」と「デザイン」など、異分野・異業種との連携をいう。連携の方法については、「合議体」、「コンソーシアム」、「共同事業体」等の方法が考えられ、具体的方法までは問わない。

※役割分担、責任体制等が明確化していること（単に共同購買を行うのみ等の新たな事業活動の創出につながらない連携や、親事業者と下請事業者の取引関係、通常の商取引における売買や役務契約等の一時的な取引関係にある企業同士については、連携体とはみなさない。）

（補助金交付の対象者）

第３条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかとする。なお、HYPPの事前アドバイスを受け、アドバイザーに企画が本補助金の趣旨に沿っていると判断された者に限る。

（１）国内・海外の観光客の誘客促進に積極的に取り組む法人、個人事業主、観光協会、商工会議所、商工会、DMO、DMC及び特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人

（２）（１）を主な構成員として構成された協議会等の団体であり、自ら事業主体として実施する者

（３）広島県内に事業所がない者については、県内事業者と連携して開発することを条件とする。

(補助金交付の対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。），経費及び補助額は，別表1に掲げるとおりとする。なお，補助事業における補助の対象となる経費（以下，「補助対象経費」という。）に対して，他の団体又は個人からの寄附金，負担金，補助金及びそれらに類する収入等がある場合は，補助金交付の対象としない。

2 補助事業を行う者（以下，「補助事業者」という。）は，補助事業において開発した観光プロダクトの売上により，収益を得ることができる。ただし，第14条に規定する交付決定の取消し（第14条第1項第4号に規定する場合を除く。）を受けた場合にあってはこの限りでない。

(企画の提案)

第5条 企画の提案の様式は，別記様式第1号のとおりとし，企画書（別記様式第1号別紙1）を添付するものとする。提出部数は，正本1部，副本1部とする。

(交付の申請)

第6条 規程第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は，別記様式第2号のとおりとし，その提出部数は，正本1部，副本1部とする。

2 規程第3条第1項第4号の規定により，補助金交付申請書に添付しなければならない書類は，次のとおりとする。

(1) 別記様式第2号別紙1による事業計画書

(2) 別記様式第2号別紙2による収支予算書

(3) 別記様式第2号別紙3による事業経費明細書

(4) 別記様式第2号別紙4による団体概要

(5) 定款，寄付行為若しくはこれに類する規約等の写し（個人事業主を除く。）

(6) 「登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」または税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し

(7) 国税及び県税に未納がないことの証明書

(8) 旅行業等登録通知書又は旅行業者等登録簿の写し（旅行業者の場合）

(9) その他一般社団法人広島県観光連盟会長（以下，「会長」という。）が必要と認める書類

3 補助金の交付を申請しようとする者は，前項の補助金の交付申請をするに当たって，別記様式第2号2（2）補助金交付申請額には，当該補助金に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額のうち，消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）に3分の2を乗じて得た金額を減額して申請しなければならない。ただし，申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては，この限りではない。

(交付の決定)

第7条 規程第3条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規程第4条第1項の規定により補助金の交付を決定し、規程第6条の規定により、補助金の交付を申請した者に対し速やかに通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規程第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を実施する際は、HYPPのアドバイザーの助言を受けること。
- (2) 補助事業において開発した観光プロダクトは、別表2に掲げる期間、販売すること。
- (3) 補助事業の内容の変更（別表3に掲げる軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ、別記様式第3号による計画変更承認申請書1部を会長に提出し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記様式第4号による計画中止（廃止）承認申請書1部を会長に提出し、その承認を受けること。
- (5) 災害等により、補助事業が令和6年2月29日までに完了する見込みがなくなったとき又はその遂行が困難となったときは、別記様式第5号による補助事業遅延等報告書1部を会長に提出し、その指示を受けること。

(申請の取下げ)

第9条 規程第7条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、規程第6条の通知を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(状況報告)

第10条 会長から事業の遂行状況の報告を求められたときは、規程第10条の規定により、別記様式第6号による補助事業状況報告書1部を速やかに会長に提出しなければならない。

- 2 観光プロダクトの販売開始後は、第8条第2号に規定する販売期間末日までの実施状況について、別記様式第6号による補助事業状況報告書1部をHITの会計年度における半期（以下、「半期」という。）ごとに提出するものとし、その提出期限は、当該半期末の翌月10日とする。ただし、観光プロダクトの設定日が含まれない半期については、この限りではない。なお、提出期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「土日祝日」という。）の場合は、その直前の営業日を提出期限とする。

(実績報告)

第11条 規程第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第7号のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属するHITの会計年度の3月8日のいずれか早い日とする。ただし、提出期限が土日祝日の場合は、その直前の営業日を提出期限とする。

2 規程第12条の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 別記様式第7号別紙1-1による事業実施報告書及び別紙1-2による観光プロダクトの概要
- (2) 別記様式第7号別紙2による収支決算書
- (3) 別記様式第7号別紙3による事業経費支出内訳書
- (4) 支出内容及び支出金額が確認できる書類
- (5) 事業の実施状況が分かる説明資料（写真やパンフレット等）
- (6) 補助金の概算払を受けている場合は、別記様式第8号による概算払精算書
- (7) その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第12条 補助金は、規程第13条の規定により補助金の額を確定し、規程第15条の規定により交付するものとし、補助事業者は、別記様式第9号により補助金の交付を請求するものとする。

（交付の特例）

第13条 規程第16条第2項の規定による概算払交付請求書の様式は、別記様式第10号のとおりとす。

（交付決定の取消し等）

第14条 会長は、第8条第4号の補助事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 会長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（帳簿等の保存期間）

第15条 規程第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する連盟の会計年度の末日までとする。

（財産の処分の制限）

第16条 補助金により取得し、又は効用の増加した機械、器具、備品その他の財産（以下、「取得財産等」という。）については、その台帳を設け、補助事業完了後においても、善良な管理者

の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規程第22条第2号の規定による取得財産等は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上のものとする。
- 3 規程第22条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、会長が別に定める期間とする。

（仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第11号による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書1部を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の報告により、補助金の返還が必要となった場合は、当該仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額の全部又は一部の返還を命ずる。

（その他必要な事項）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月7日から施行し、令和5年度分の補助金に適用する。

別表 1（第 4 条関係）

補助事業	経費区分	補助額
観光プロダクト開発のための事業	補助事業に要する経費のうち、備品購入費（既存の備品と同等品の買い替え、汎用性のあるパソコン等は対象外）、旅費、施設整備・改修費、委託料、広報宣伝に係る経費、報償費、モニターツアー費、賃金、その他会長が認める経費	補助対象経費の 3 分の 2 以内で、補助金交付申請 1 件につき単独事業者 4, 0 0 0 千円以内、異業種連携事業者 1 0, 0 0 0 千円以内とする。

（注 1） 補助額のうち、賃金は 3 分の 1 以内とし、プロダクト開発に従事した時間のみを対象とする。

（注 2） 補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金交付額とする。

（注 3） 国等行政機関の他の補助金等と重複する事業は、補助対象外とする。

別表 2（第 8 条第 2 号関係）

観光プロダクト区分	販売期間
通年商品	令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
期間限定商品	令和 6 年度の設定期間が終了する日まで

別表 3（第 8 条第 3 号関係）

区 分	軽 微 な 変 更 の 内 容
経費の配分の変更	- 補助対象経費全体の 2 0 パーセント以内の減少となる変更を行う場合 - 別表 1 に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の 2 0 パーセント以内の経費を流用する場合
事業の内容の変更	第 6 条の規定により提出する補助事業計画書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合